

株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所の現物市場の統合に伴う
株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程施行規則（平成 20 年 8 月 15 日通知）（下線部分変更）

新	旧
<p>（非上場新株予約権等の要件）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 規程第 6 条第 11 号に規定する規則で定める要件は、次に掲げる要件とする。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 次に掲げるもののいずれかに該当すること。</p> <p>イ～ニ （略）</p> <p>ホ 金融商品取引法施行令第 2 条の 3 第 3 号に規定する有価証券信託受益証券のうち、同号に規定する受託有価証券が <u>E T N</u>（外国で発行された金融商品取引法第 2 条第 1 項第 17 号に掲げる有価証券のうち同項第 5 号の社債券の性質を有するものであって、当該有価証券の償還価額が特定の指標（金融商品市場における相場その他の指標をいう。）に連動することを目的とするものをいう。）であるもの</p>	<p>（非上場新株予約権等の要件）</p> <p>第 2 条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 規程第 6 条第 11 号に規定する規則で定める要件は、次に掲げる要件とする。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 次に掲げるもののいずれかに該当すること。</p> <p>イ～ニ （略）</p> <p>ホ 金融商品取引法施行令第 2 条の 3 第 3 号に規定する有価証券信託受益証券のうち、同号に規定する受託有価証券が <u>外国指標連動証券</u>（外国で発行された金融商品取引法第 2 条第 1 項第 17 号に掲げる有価証券のうち同項第 5 号の社債券の性質を有するものであって、当該有価証券の償還価額が特定の指標（金融商品市場における相場その他の指標をいう。）に連動することを目的とするものをいう。）であるもの</p>

2. 附則

この改正規定は、平成 25 年 7 月 16 日から施行する。

以 上